

別紙 3

令和7年度豊田市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類
ニホンジカ (*Cervus Nippon*)

2 計画の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域
特定計画に基づき管理すべき対象区域は、豊田市内全域とする。

4 現状

(1) 生息環境と土地の利用状況

豊田市は、市町村合併を重ねて発展してきたことから多様な地域が存在し、森林は市域の約68%であり、国有林1,243ha、民有林60,960ha 合計62,203ha となっている。民有林の内訳としては、人工林35,032ha、天然林23,827ha である。

また、農地は市域の約9%、7,993ha であり、その内約45%の4,382ha が耕作条件不利地の中山間地域となっている。

中山間地域は、山あいには農地と宅地が点在しており、山林と農地が隣接することが多い。さらに人口減少、高齢化の影響もあり農地として管理できなくなった耕作放棄地が全体の約20%を占め、農地と鳥獣のすみかの境界が曖昧となり農作物への被害が懸念される状況である。

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。豊田市では、市内東部の稲武が主な生息域であったが、近年、旧東加茂郡全域、小原地区、松平地区、石野地区に生息域を拡大している。

また、愛知県内の令和4年度末における生息数は20,571頭（中央値）である。豊田市における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、下山地区南部及び稲武地区と足助地区の境界部で20頭以上/km²と高くなっている。

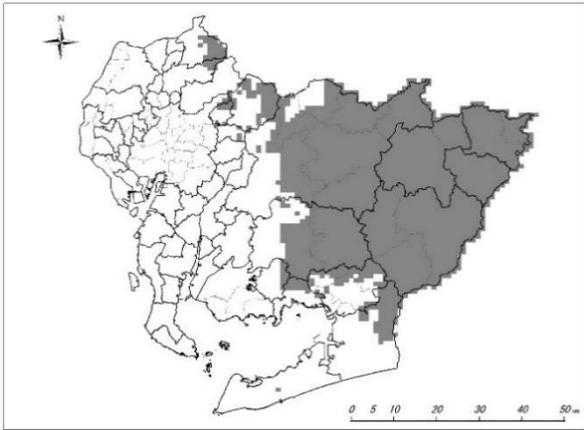


図1 愛知県における分布域 (R2年度)

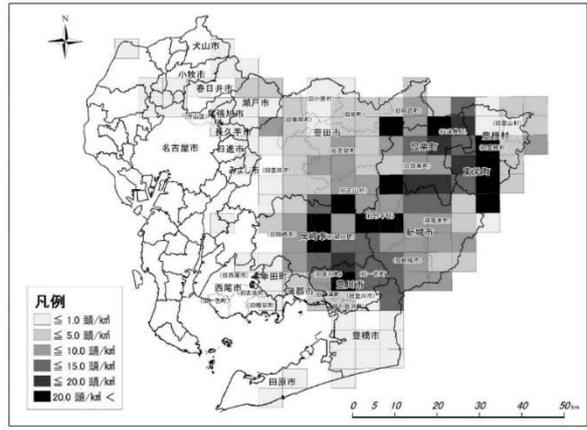


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度

(3) 被害の状況

愛知県における農業被害額の状況は図3、農業被害額の変化は図4のとおりである。

市では、平成18年より全農家を対象に鳥獣被害アンケート調査を実施し、被害状況の把握を行っている。直近3年間のアンケート調査の結果は、表1のとおりであり、被害金額でみると令和4年に著しく増加している。これは、旧下山村の茶での被害が多かった為である。また、これまで被害のなかった地域に出没が拡大している。

被害作物は、水稻を中心にしいたけ、花木、トマト、茶などが多い。

今後も、鳥獣被害アンケート調査を実施し、鳥獣害対策の基礎資料としていく。

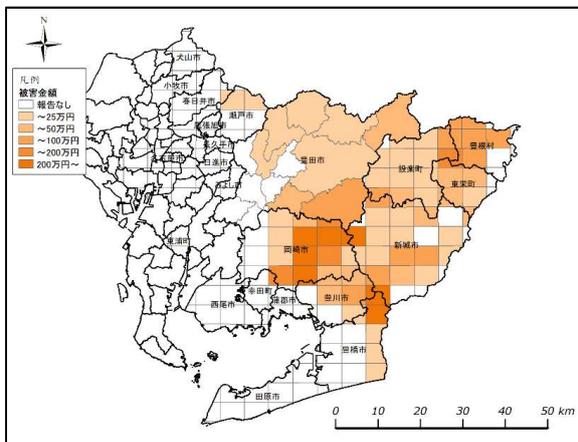


図3 愛知県における農業被害額 (R4年度)

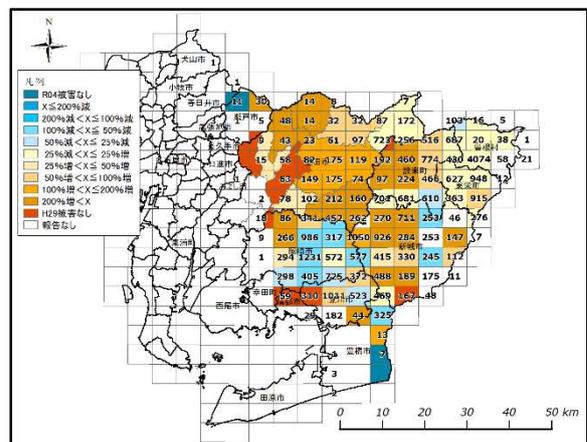


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H29→R4年度)

表1 豊田市における被害の状況

旧市町村名	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
旧豊田市	0.57	2,295	0.68	940	0.85	2,258
旧藤岡町	0.01	14	0.08	197	0.35	456
旧小原村	0.05	75	0.19	283	0.49	741
旧足助町	0.85	1,738	1.42	3,037	1.85	3,696
旧下山村	0.70	1,202	6.16	26,822	0.61	1,158
旧旭町	0.14	256	0.76	947	0.99	1,250
旧稲武町	0.71	1,902	0.74	1,413	1.09	2,492
計	3.03	7,482	10.03	33,639	6.23	12,051

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は図5のとおりである。

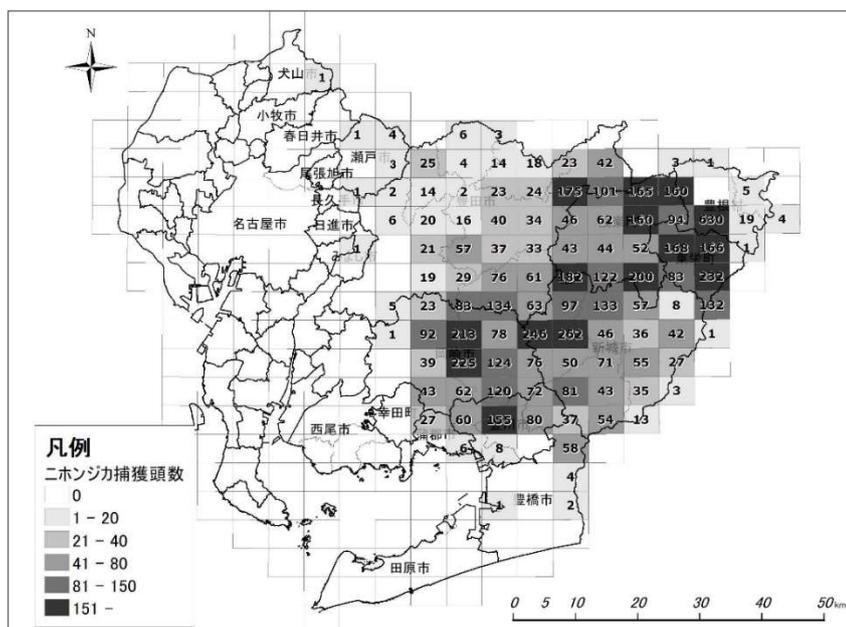


図5 愛知県における捕獲分布図 (R4 年度)

豊田市における捕獲実績は表2のとおりであり、令和2年から令和4年までは、大きく捕獲頭数が増加している。令和5年見込みでは、捕獲頭数は対前年では減少見込みであるが、令和元年度に比べ約5.6倍の増加であり、今後は捕獲頭数の高止まりが続く可能性も考えられる。特に捕獲数が多いのが旧足助町、旧下山村を中心とした旧東加茂郡である。

また、ニホンジカの捕獲については、イノシシ用の捕獲おりにかかったものが中心であったが、令和2年度から「くくりわな」による個体数調整を実施し、捕獲頭数も増加しているため、引き続き実施していく必要がある。

表2 豊田市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況（1～12月）

地区	内訳	種類	R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
旧豊田市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	1	1	1	0	0
		罨	20	44	81	107	145
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	9	29	49	69	82
		雌	12	15	33	38	58
		不明	0	1	0	0	5
旧藤岡町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罨	3	18	22	26	17
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	3	11	12	11	7
		雌	0	5	10	15	10
		不明	0	2	0	0	0
旧小原村	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罨	2	3	9	24	13
		他	0	0	0	0	1
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	1	1	4	18	10
		雌	1	2	5	6	4
旧足助町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	4	4	2	6	3
		罨	62	148	181	203	322
		他	1	0	0	3	6
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	33	85	105	120	172
		雌	32	66	78	91	156
		不明	2	1	0	1	3
旧下山村	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	2	8	5	10	16
		罨	117	159	219	161	277
		他	1	7	14	10	2
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	55	102	134	93	146
		雌	65	69	104	88	149
		不明	0	3	0	0	0
旧旭町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罨	8	19	40	42	45
		他	0	1	0	0	2
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	3	17	24	26	26
		雌	5	3	16	16	21
旧稻武町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	14	3	6
		罨	23	34	34	30	47
		不明	0	0	2	9	6
	捕獲頭数	雄	9	13	20	20	41

	(雌雄別)	雌	14	21	29	21	18
		不明	0	0	1	1	0
計	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	7	13	22	19	25
		罨	235	425	586	593	866
		不明	2	8	16	22	17
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	113	258	348	581	484
		雌	129	181	275	357	416
		不明	2	7	1	2	8
総計			244	446	624	634	908

イ 被害防除に係る対策

豊田市における被害防除対策の実施状況は表3のとおりである。侵入防止対策は、集落ぐるみの対策と個人の対策の2本立であり、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵を設置している。

ニホンジカの侵入防止対策は、イノシシ対策用ワイヤーメッシュ柵にネット柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵で嵩上げする対策を行っており、被害が減少したとの報告がある。しかし、電気柵の嵩上げについては、効果が少ないとの意見もある。そのため、平成29年度からシカ対策用の高さ2mのワイヤーメッシュ柵を導入したことにより、「かなり効果あり」との報告がある。

なお、侵入防止柵は、設置後の見回りや補修などの維持管理を行わなければ、十分な効果を発揮できないと考えられる。

表3 豊田市における防除対策の実施状況

年 度	侵入防止柵整備 (m)			捕獲おり 整備 (基) (イノシシ用)	緩衝帯 整備 (m)	狩猟免許 取得支援	
	電気柵	ワイヤーメッシュ 柵	ネット柵 (嵩上げ)			銃	わな
平成27年度	21,268	90,466	49,800	238	31,000	5	17
平成28年度	27,439	72,073	35,099	118	25,990	0	6
平成29年度	36,359	39,785	31,215	60	14,461	5	14
平成30年度	32,144	78,225	21,343	46	10,100	2	10
令和元年度	23,114	52,116	39,250	39	19,210	5	18
令和2年度	6,594	65,124	26,876	22	10,163	0	5
令和3年度	5,413	31,710	21,773	19	1,350	2	11
令和4年度	5,170	25,259	16,040	15	18,923	2	8
令和5年度	6,757	27,358	15,271	9	6,683	3	7
令和6年度 (見込み)	3,208	25,409	22,455	9	2,800	3	7

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

豊田市では、農事組合等が実施する農地周辺の藪・下草の刈払い、森林・竹林の伐採、放任果樹の伐倒除去により緩衝帯を創り出す行為に対し補助金を交付し、生息環境管理の整備を促進している。

5 評価

ニホンジカの捕獲に加え、侵入防止対策、生息環境管理を実施しているが、豊田市内の農作物被害は増加している。そこで、豊田市における被害動向と対策の評価を表4に示す。

被害及び捕獲頭数が増加していることから生息域、生息数が拡大していると考えられるため引き続き各対策を実施していく。

表4 豊田市における被害動向と対策の評価

	被害動向	評価								
		捕獲対策		被害防除対策						その他 内容を記載
		銃	罠	防護ネット	防護柵 (イジシ用)	防護柵 (イジシ・シ 用 [※])	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵		
旧豊田市	横ばい	△	◎	◎	-	◎	-	-		
旧藤岡町	増加	△	◎	◎	-	◎	-	-		
旧小原村	増加	○	◎	◎	-	-	-	-		
旧足助町	増加	○	◎	◎	-	◎	-	-		
旧下山村	横ばい	○	◎	◎	-	◎	-	-		
旧旭町	増加	△	◎	◎	-	◎	-	-		
旧稲武町	増加	○	◎	◎	-	◎	-	-		

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
旧豊田市	○	-	
旧藤岡町	○	-	
旧小原村	○	-	
旧足助町	○	-	
旧下山村	-	-	
旧旭町	○	-	
旧稲武町	-	-	

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「◎ = 非常に効果がある」「○ = 効果がある」「△ = あまり効果がない」「× = 効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「-」を記載する。

表5 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。
		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの移行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
III	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km ² 以上のメッシュ数→3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

豊田市は、類型Ⅲ～Ⅴに該当するため、類型Ⅲ～Ⅴでは、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農業被害の減少に重点を置き、被害防除、生息環境管理の対策についても強化する。また、ニホンジカの従来からの生息地でもあるため、生息数の動向を注視するとともに、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な環境の確保も図っていく。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表 6 のとおり捕獲を計画する。

表 6 豊田市における令和 7 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		雌雄別		合計
	銃	罨	雄	雌	
旧豊田市	10	110	60	60	120
旧藤岡町	5	35	20	20	40
旧小原村	2	18	10	10	20
旧足助町	10	210	110	110	220
旧下山村	10	290	150	150	300
旧旭町	5	75	40	40	80
旧稲武町	20	60	40	40	80

(3) 計画を達成するために実施する対策

ア 捕獲の担い手の確保

狩猟免許の取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。

また、捕獲作業に際して、見回りへの協力や、生息情報の提供など地域ぐるみの捕獲の実現に向け、地域住民に向けた啓発、研修を実施する。

イ 捕獲技術の開発

猟友会駆除員や集落の補助者に対する研修会等を開催し、捕獲技術の向上に向けた取組を実施していく。

ウ 集中的な捕獲の実施

鳥獣被害防止総合対策交付金のシカ特別対策事業を活用して、10月を集中捕獲期間とし、捕獲圧を高める。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制の二ホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になる。しかし、罠による捕獲が中心の豊田市では、メスジカを狙って捕獲することは困難であるため、捕獲機会のある二ホンジカに関しては、雄雌に関わらず全て捕獲していく。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表7のとおり被害防除対策を計画する。

表7 豊田市における令和7年度の防除対策の実施計画（案）

侵入防止柵整備（m）			捕獲おり 整備（基） （イノシシ 用）	狩猟免許 取得支援	
電気柵	ワイヤーメッシュ 柵	ネット柵 （嵩上げ）		銃	わな
1,000	43,436	18,684	13	3	7

※嵩上げ含む。

(2) 計画を達成するために実施する対策

豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会が実施する集落を対象とした侵入防止柵整備及び豊田市が実施する個人を対象とした野生鳥獣被害防止対策事業補助金により防除対策を推進する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

豊田市鳥獣被害防止計画に基づき表8のとおり生息環境管理を計画する。

表8 豊田市における令和7年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

生息環境管理対策	
藪の刈り払い	放任果樹の伐倒
10,000 m ²	5本

(2) 計画を達成するための実施する対策

「豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会緩衝帯整備事業補助金」の交付により農事組合等が実施する農地周辺の藪・下草の刈払い、森林・竹林の伐採、放任果樹の伐倒除去により生息環境管理を促進する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

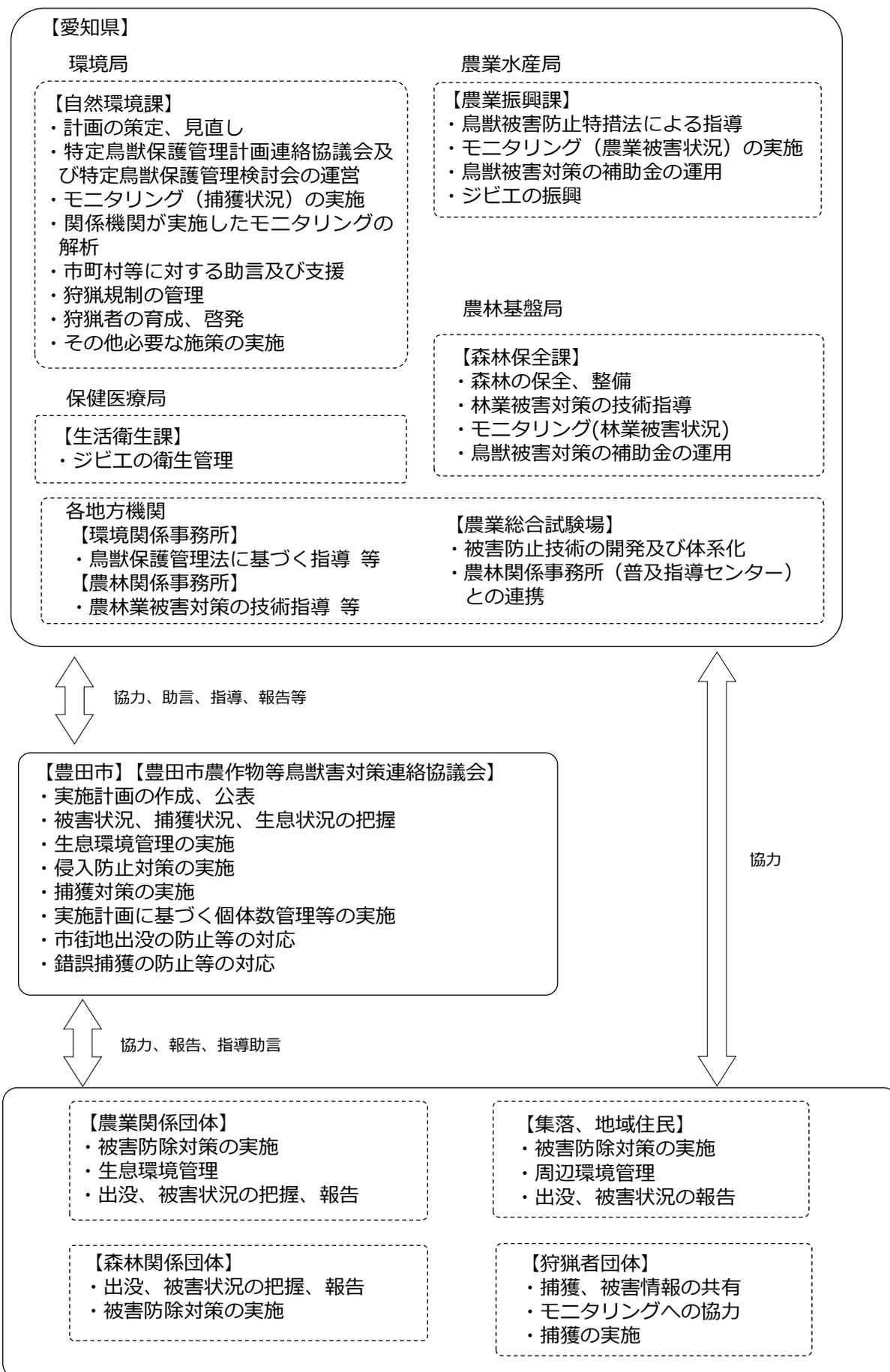
イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、豊田市猟友会と協力し、愛知県が実施する広域捕獲に協力する。

ウ 実施体制

実施計画を推進するため、図7に示す実施体制図のとおり、関係機関が連携、協力し、役割分担することにより着実に実行していく。

図7 計画の実施体制図



(2) 市街地出沒への対応

近年、二ホンジカが市街地等に出没し、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、二ホンジカの出没を防止するための対策を実施するとともに、出没時に備えた体制の整備を行う。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、二ホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、二ホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023(令和 5)年 10 月 10 日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。